

経営相談コーナーに寄せられた質問及び回答集の中から掲載します。

○会計帳簿（補助簿）の必要性について

Q 経理規程で定めている補助簿のうち、未収金台帳や仮払金台帳など、いくつかの台帳については、総勘定元帳と記載内容が同一であるため、運用上総勘定元帳と補助簿を兼ねることとしていますが、別途補助簿を整備する必要があるでしょうか。

A 補助簿を作成する目的は、各勘定科目の残高を相手先ごとに集計して、債権債務を管理するために作成します。

ところで、ほとんどの会計ソフトでは勘定科目に枝番等を設定することで、勘定科目明細が作成できるようになっています。このような場合は、総勘定元帳によって、勘定科目の管理ができますので総勘定元帳と補助簿を兼ねることにより補助簿の作成を省略しても良いでしょう。

○自動車リサイクル料金の計上

Q 車検費用支払いの際に、自動車リサイクル料金も含まれていますが、仕訳等について教示下さい。

A 自動車リサイクル料金は、車輛運搬具を廃棄した場合の廃棄等

に係る経費で、最終の使用者が負担するものです。

車輛運搬具を他に転売したときには、譲渡者には譲受者から返金されます。

したがって、将来支払資金が入ってくることから、次のように「預託金」としてその他の固定資産に計上する必要があります。（事業活動収支計算書と貸借対照表の仕訳）

預託金○○／現金預金○○

（資金収支計算書の仕訳）
預託金支出○○／支払資金○○

経営相談のご案内

個別相談 月曜日～金曜日
時間 9時～16時

訪問相談 施設に出向いて相談に応じます。

グループ相談

研修会や講演会の際に相談会を開催します。

★鹿児島県社会福祉協議会
福祉施設経営相談コーナー

099-250-9358
FAX 099-257-9885
TEL

社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために！

プラン1

施設の業務中事故賠償補償

- ①基本補償
- 基本補償(A)は、法人業務を包括的に補償
- 見舞費用付補償(B)は、賠償責任のない場合の見舞金も補償
- オプション・医療事故補償も充実
- ②個人情報漏えい対応補償
- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含む)に補償
- クレーム対応費用、見舞品購入費用等を補償

プラン2

施設利用者の傷害事故補償

- ①入所型施設利用者
- ②通所型施設利用者
- ③不特定多数利用者

プラン3

施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

- 施設送迎車に搭乗中の傷害補償
- 施設の過失の有無は不問

プラン4

施設職員の災害事故補償

- ①施設の労災上乗せ補償
- ②施設職員の傷害事故補償
- ③施設職員の感染症罹患事故補償

プラン5

施設の什器・備品 損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆加入対象は、社会福祉法人等で運営している社会福祉施設です。

- 全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容
- 団体契約のため有利な補償と割安な保険料(掛金)
- 迅速で丁寧かつ適正なお支払い

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒に契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したもので、詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします



社会福祉法人

全国社会福祉協議会



株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

〈引受幹事保険会社〉株式会社 損害保険ジャパン

(SJ07-11871. 2008. 2. 27作成)